

令和 3 年 9 月 定例県議会付議案

議案第 1 号	令和 3 年度鳥取県一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 2 号	同 鳥取県一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 3 号	同 鳥取県営林事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 号	同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課、県民参画協働課）

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの間に特定非営利活動法人未来に対して支出された寄附金を加えるものである。

[公布施行]

議案第 8 号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（会計指導課、医療政策課）

医師の県内への定着を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行うものである。

(概 要)

奨学金の免除条件を、奨学金の貸与を受けた期間の 2 倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（以下「免除条件期間」という。）以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において 4 年以上通算して従事したときとする。

[公布施行]

議案第 9 号 鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機が、交通安全特定事業により設置される信号機に関する基準に適合するものであることを明示する。

[公布施行]

議案第 10 号 工事請負契約（国道 181 号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道 181 号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良）
 工 事 場 所：日野郡江府町大字久連から日野郡江府町大字洲河崎まで
 契約の相手方：国道 181 号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良）
 安藤・間・大豊建設・八幡コーポレーション特定建設工事共同企業体
 契 約 金 額：6,171,550,000 円
 工事完成期限：令和 7 年 3 月 17 日

**議案第11号 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P5～A2））
（補助改良）の締結について（道路建設課）**

工 事 名：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P5～A2））（補助改良）
工 事 場 所：倉吉市石塚
契約の相手方：国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P5～A2））（補助改良）富士ピー・エス・高野組特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：523,380,000円
工事完成期限：本契約締結の翌日から436日を経過する日

議案第12号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取県東部 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金1,524,928円を和解の相手方に支払う。
医療過誤の概要：令和2年度、鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、臓器摘出手術を行ったが、施術の一部を失念してしまったため、追加手術が必要となったものである。

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概 要）

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局（指名）
指 定 の 期 間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第14号 令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

**議案第15号 令和2年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分
及び令和2年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）**

議案第16号 令和2年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第17号 専決処分の承認について

（1）令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）（令和3年7月15日専決）（財政課）

補正前の額 369,656,407千円
補 正 額 2,034,035千円（分担金及び負担金 1,000千円、国庫支出金 1,304,179千円、起債 472,000千円、一般財源（繰越金）256,856千円）
補正後の額 371,690,442千円
・令和3年7月7日から12日にかけて発生した豪雨による道路、河川等の公共土木施設の応急復旧等を行うとともに、農林関係被害の復旧支援、商工・観光事業者に対する支援等を緊急的に講じるための補正予算

(2) 令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)(令和3年7月19日専決)(財政課)

補正前の額 371,690,442 千円
補正額 350,000 千円 (国庫支出金 350,000 千円)
補正後の額 372,040,442 千円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に抑え込むため、米子市内の繁華街などの飲食店等を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮の要請を行うにあたり、感染拡大防止協力金の支給等の緊急対策を実施するための補正予算

(3) 令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)(令和3年8月6日専決)(財政課)

補正前の額 372,040,442 千円
補正額 330,000 千円 (国庫支出金 330,000 千円)
補正後の額 372,370,442 千円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に抑え込むため、鳥取市内の繁華街の飲食店等を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮の要請を行うにあたり、感染拡大防止協力金の支給等の緊急対策を実施するための補正予算

報 告 事 項

報告第 1号 令和2年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
水力発電所リニューアル事業（春米発電所） ※収益的支出分	H28～R2年度	125,518,433
水力発電所リニューアル事業（春米発電所） ※資本的支出分	H28～R2年度	3,884,923,533
県営発電所における民間活力活用事業	H30～R2年度	168,018,840

報告第 2号 令和2年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

事業名	年度	精算額（円）
中央病院建替整備事業費（外来棟改修工事等）	H30～R2年度	2,240,132,400

報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年7月22日専決）（通商物流課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 50,710 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年3月29日、通商物流課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車し、後部右側のドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部右側面に接触し、同車両が破損したものである。

（2）鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（令和3年7月22日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金、延滞金及び督促申立費用等 442,261 円について、令和3年8月から全額返還するまで毎月 8,000 円ずつ県に支払うこと。

（3）公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

（令和3年7月26日専決）（警察本部生活安全企画課）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[令和3年8月26日施行]

（4）鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年7月30日専決）

（水環境保全課）

下水道法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(5) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例
(令和3年8月6日専決) (情報政策課、県民参画協働課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正
条例の趣旨について定めた規定中引用する番号法の条項を改める。
- ②鳥取県個人情報保護条例の一部改正
訂正請求に対する決定等について定めた規定中引用する番号法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。

[令和3年9月1日施行 ほか]

(6) 鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例
(令和3年8月6日専決) (子育て王国課、警察本部組織犯罪対策課)

民法の一部が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①鳥取県青少年健全育成条例の一部改正
青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。
- ②鳥取県暴力団排除条例の一部改正
暴力団事務所の開設等の禁止について定めた規定中青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。

[令和4年4月1日施行 ほか]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年8月16日専決) (道路企画課)

和解の相手方：岩美郡岩美町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金67,500円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年3月24日、和解の相手方が、一般国道178号を普通特種自動車(冷蔵冷凍車)で走行中、交差点を左折した際、路面に設置されていた消雪施設(散水ノズル)に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年8月16日専決) (道路企画課)

和解の相手方：甲 東伯郡北栄町 個人

乙 東伯郡北栄町 団体

和解の要旨：県は、損害賠償金34,380円(県過失3割)を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和3年3月29日、和解の相手方甲が、一般県道長和田羽合線を和解の相手方乙が所有する普通乗用自動車(普通乗用自動車)で走行中、停車のため待避所に進入する際、車道上に傾きはみ出していた線形誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年8月17日専決)
(警察本部高速道路交通警察隊)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金918,500円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年4月3日、警察本部交通部高速道路交通警察隊所属の職員が、公務のため普通特種自動車(交通事故処理車)を運転中、車庫から発進する際、前方の安全確認が不十分であったため、使用貸借契約により和解の相手方から借り受けている車庫のシャッターに衝突し、同シャッターを破損させたものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年8月23日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,336 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年6月28日、米子警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和3年8月25日専決）（病院局総務課）

和解の相手方：岡山市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 122,760 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年3月26日、鳥取県立中央病院所属の職員が、公務のため普通特種自動車（災害派遣医療チーム専用車両）を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方所有の店舗の看板に接触し、同看板を破損させたものである。

報告第 4号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和2年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 5号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

（産業未来創造課）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和2年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 6号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（空港港湾課）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第 7号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか 30 法人

報告第 8号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか 30 法人

報告第 9号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 30 件